

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の1は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、①に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、②に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - ① 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
 - ② 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の2は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、①に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、②に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - ① 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
 - ② 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けようとする法人
- (3) この明細書の3は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、①に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、②に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - ① 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）又は同条第3項若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下「平成23年旧法人税法」といいます。）第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
 - ② 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）又は同条第3項若しくは平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「1. 更正欠損金額等の控除明細書」の「債務の免除を受けた金額①」から「計⑦」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(2)）の1から7までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表3）の1から7までの各欄の金額を記載します。	
2 「欠損金額等又は災害損失金額⑨」	第6号様式別表9の控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額及び第6号様式別表10の控除未済の災害損失金の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額を記載します。	
3 「⑦と⑩のうち少ない金額⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)①に掲げる法人が記載します。	
4 「⑦と⑧のうち少ない金額⑫」	「1 この明細書の用途等」(1)②に掲げる法人が記載します。	
5 「2. 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の「債務の免除を受けた金額⑬」から「計⑰」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表7(2)）の12から17までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表7の2付表3）の13から18までの各欄の金額を記載します。	
6 「欠損金額等又は災害損失金額⑳」	第6号様式別表9の控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額及び第6号様式別表10の控除未済の災害損失金の「計」の欄の金額から「当期分」の欄の金額を控除した金額を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
7 「⑬の金額を控除する前の所得⑭」	第6号様式の⑥の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額又は第6号様式別表5の⑭の欄の金額を記載します。	
8 「⑮、⑯又は⑰のうち最も少ない金額⑱」	「1 この明細書の用途等」(2)①に掲げる法人が記載します。	
9 「⑮、⑯又は⑰のうち最も少ない金額⑲」	「1 この明細書の用途等」(2)②に掲げる法人が記載します。	
10 「3. 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書」の「債務の免除を受けた金額⑳」から「計㉑」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(2))の23から26までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表4)の1から4までの各欄の金額を記載します。	
11 「適用年度終了の時点における資本金等の額㉒」	平成23年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(2))の28の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表4)の6の欄の金額を記載します。	
12 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額㉓」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額及び第6号様式別表10の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	
13 「㉓の金額を控除した後の所得㉔」	第6号様式の⑥の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額から㉓の欄の金額を控除した金額又は第6号様式別表5の⑭の欄の金額から㉓の欄の金額を控除した金額を記載します。	
14 「㉓の金額を控除する前の所得㉕」	第6号様式の⑥の欄の金額を「所得金額の計算」の欄により加算若しくは減算した金額又は第6号様式別表5の⑭の欄の金額を記載します。	
15 「㉖、㉗又は㉘のうち最も少ない金額㉙」	「1 この明細書の用途等」(3)①に掲げる法人が記載し、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉙、」を抹消すること。	
16 「㉖、㉗－㉘又は㉚のうち最も少ない金額㉛」	「1 この明細書の用途等」(3)②に掲げる法人が記載し、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉙、」を抹消すること。	